

9705.00 1. 剥（はく）製にしたホッキョクグマ

本品は、台付きの、剥（はく）製にしたホッキョクグマである。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／2及び9705.00／3 参照

**9705.00 2. 2羽の剥（はく）製にした鳥**

本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥（はく）製にした鳥である。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／1及び9705.00／3 参照



9705.00 3. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品

本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部（枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。）は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／1及び9705.00／2 参照

